

令和〇年〇月〇日

日光森林管理署長 殿

会社・団体・研究室等の活動の用で入林する場合はその代表者及び管理責任者となる者の名前で届け出ること

申請者住所 〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名(名称) 〇〇大学 〇〇学部
〇〇学科 〇〇研究室
指導教授 〇〇 〇〇
連絡先 000-0000-0000/〇〇〇〇@〇〇.〇〇.jp

高山植物等採取申請書

下記のとおり、国有林野において高山植物等を採用したいので、申請します。

記

採取箇所が複数林小班の場合「外」を記載

1 採取場所 栃木県 〇〇市 〇〇 字〇〇国有林 〇〇林班 〇〇小班 外

2 採取目的 学術研究のため 採取目的は学術研究に限る

3 採取植物の種類 別紙のとおり

4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響
別紙のとおり

採取計画書等を作成し、植生への影響が最小限となる採取数量、方法であることの根拠等も整理のうえ添付すること

5 採取期間 自 令和 〇年 〇月 〇日 至 令和 〇年 〇月 〇日

6 採取者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員
 大学の学生で植物学を修習する者
 植物学を専門に研究する者
※該当するものにを記入して下さい。

複数人で採取を行う場合、各人がどの項目に該当する者か判るよう採取者名簿を作成し、また各項目に該当する者であることを証明する書類を添付すること

7 誓約事項

- (1) 高山植物等の採取にあたっては、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きを行います。
- (2) 採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理(支)署へ連絡します。
- (3) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
- (4) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。
- (5) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理(支)署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
- (6) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。

8 添付資料

- (1) 採取者の資格がわかる証明書及び採取計画（目的の詳細）がわかる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限る。）
- (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限る。）
- (3) 自然公園法第 20 第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）

採取に係る種や採取方法について、誓約事項にある法令の制限行為である場合は、所管する行政機関に手続きの上、許可書等の写しを添付すること

令和〇年〇月〇日

日光森林管理署長 殿

会社・団体・研究室等の活動の用で入林する場合はその代表者及び管理責任者となる者の名前で届け出ること

申請者住所 〇〇県〇〇市〇〇〇
氏名(名称) 〇〇大学 〇〇学部
〇〇学科 〇〇研究室
指導教授 〇〇 〇〇
連絡先 000-0000-0000/〇〇〇〇@〇〇.〇〇.jp

高山植物等採取申請書

下記のとおり、国有林野において高山植物等を採用したいので、申請します。

記 採取箇所が複数林小班の場合「外」を記載

1 採取場所 栃木県 〇〇市 〇〇 字〇〇国有林 〇〇林班 〇〇小班 外

2 採取目的 学術研究のため 採取目的は学術研究に限る

3 採取植物の種類 別紙のとおり

4 採取必要量、その理由及び採取により予想される植生への影響
別紙のとおり 採取計画書等を作成し、植生への影響が最小限となる採取数量、方法であることの根拠等も整理のうえ添付すること

5 採取期間 自 令和 〇年 〇月 〇日 至 令和 〇年 〇月 〇日

6 採取者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校において植物を研究する職員
 大学の学生で植物学を修習する者
 植物学を専門に研究する者
※該当するものにを記入して下さい。

複数人で採取を行う場合、各人がどの項目に該当する者か判るよう採取者名簿を作成し、また各項目に該当する者であることを証明する書類を添付すること

7 誓約事項

- (1) 高山植物等の採取にあたっては、自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号。以下「種の保存法」という。)、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)、自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)等関係法令を遵守し、これに基づく必要な手続きを行います。
- (2) 採取を行う具体的な日時は、事前に森林管理(支)署へ連絡します。
- (3) 採取時に、他の草木類に損傷を与えないよう十分注意します。また、植生の踏みつけを最小限にするとともに、採取跡地を整えます。
- (4) 採取地点は、国有林野の風致の維持に影響を及ぼさない場所とします。
- (5) 国有林野及び産物その他に損害を加えた場合は、森林管理(支)署職員の指示に従い、原状回復又は弁償金を納付します。
- (6) 別紙、入林に際しての遵守事項を遵守します。

8 添付資料

- (1) 採取者の資格がわかる証明書及び採取計画（目的の詳細）がわかる資料（森林管理（支）署が必要と認める場合に限る。）
- (2) 採取者名簿（申請者の他に採取者がいる場合に限る。）
- (3) 自然公園法第 20 条第 3 項又は第 21 条第 3 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (4) 種の保存法第 10 条第 1 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (5) 森林法第 34 条第 2 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (6) 文化財保護法第 125 条に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (7) 自然環境保全法第 17 条第 1 項ただし書きに規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）
- (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項に規定する許可の写し（許可が必要な場合に限る。）

採取に係る種や採取方法について、誓約事項にある法令の制限行為である場合は、所管する行政機関に手続きの上、許可書等の写しを添付すること